

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）

●接種方法

▶個別接種…各医療機関により予約方法が異なります。

詳細は、接種券一体型予約票に同封しているお知らせ等をご確認ください。

▶集団接種

新たに追加！

…ホテル青森 7月21日(木)まで予約受付中

…青森県総合健診センター 接種日2日前まで予約受付中

(コールセンター：日曜、祝日にあたる場合は翌営業日まで)

7月						
日	月	火	水	木	金	土
17	18	19 健診センター ファイザー	20	21 健診センター モデルナ	22	23
24 ホテル青森 モデルナ	25 健診センター モデルナ	26 健診センター モデルナ	27 健診センター モデルナ	28 健診センター ファイザー	29 健診センター モデルナ	30

※予約枠に空きがない場合もございますので、ご了承ください。

※接種予定日及び使用ワクチンは、やむを得ない事情で変更になる場合があります。

■接種予約は専用コールセンターか市運営WEB予約ページから

新型コロナワクチン接種専用コールセンター（☎017-764-6539、017-752-0517）

受付時間 9：00～18：00（月～土）※祝日除く

F A X 017-718-2867（聴覚障がいのかたのみ）

●予防接種健康被害救済制度について

（新型コロナワクチンを接種したかたへ）

予防接種は、感染症を予防するため重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

予防接種法に基づく予防接種を受けたかたに健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。

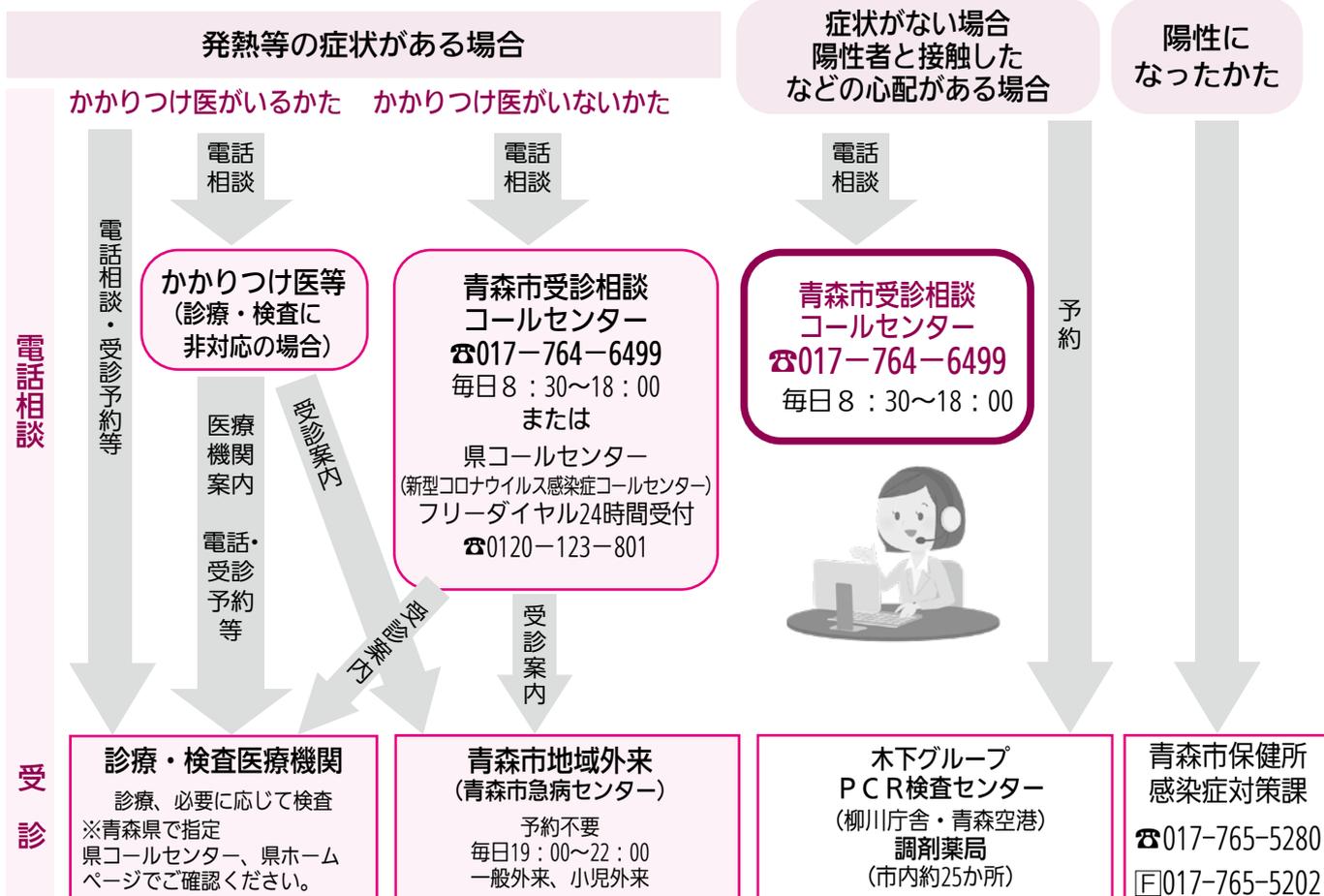
副反応や救済制度に関する相談は…
青森市新型コロナワクチン接種専用
コールセンターへ



◀予約フォームは
こちらから

新型コロナウイルス感染症の受診等の相談方法

☎感染症対策課（☎017-765-5282、☎017-765-5202）



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

青森市コールセンター（☎017-761-4111 月～金8：30～18：00※祝日除く）

臨時特別給付金（1世帯10万円）の対象世帯が、国の改正により、令和3年度住民税均等割非課税世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に加え、令和4年度の住民税均等割が新たに非課税となった世帯も支給対象となりました。**※すでに支給済みの世帯に再支給するものではありません。**

支給対象となる世帯（いずれかに当てはまる世帯に1回限り）※重複受給はできません

<p>令和3年度住民税均等割非課税世帯 世帯全員が令和3年度 市民税均等割非課税の世帯※</p> <p>※市民税が課税されているかたに扶養されているかたのみで構成される世帯を除く</p>	<p>令和4年度住民税均等割非課税世帯 世帯全員が令和4年度 市民税均等割非課税の世帯※ (新たに非課税となったかたを含む場合に限る)</p>	<p>家計急変世帯 令和4年1月以降の収入が新型コロナウイルスの影響により減収し、市民税非課税相当の収入となった世帯</p>
<p>●支給手続 市から届いた確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて送付文に記載の返送期限までに返送してください。</p> <p>※一部のかた（申請による受付）は、9月30日（金）まで</p>	<p>●支給手続 7月中旬に、市から確認書が届きます。 確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて送付文に記載の返送期限までに返送してください。</p> <p>※令和3年12月11日以降に転入したかたや未申告のかたを含む世帯の場合は、7月中旬以降に申請書等を送付します。対象となる場合は申請ください。</p> <p>申請期限：11月30日（水）</p>	<p>●支給手続 申請書に必要な事項を記入の上、収入額が確認できる書類等とともに、市の窓口へ直接または郵送で提出してください。</p> <p>申請期限：9月30日（金）</p> <p>▶申請書設置場所 福祉政策課、生活福祉一課・二課、浪岡振興部健康福祉課、各支所、各情報コーナー、各市民センター、青森市社会福祉協議会 ※市ホームページにも掲載しています。</p>

■申請受付はこちら

▶**窓口受付**

駅前庁舎4階 福祉政策課
浪岡庁舎1階 健康福祉課

▶**郵送受付**

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
福祉部福祉政策課 臨時特別給付金担当

子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成

国保医療年金課（☎017-734-5345）

浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1153）

市では、「子ども医療費」「ひとり親家庭等医療費」助成として、対象者が医療機関などで受診した場合、保険診療に係る医療費のうち、自己負担分を助成しています。

助成を受けるには事前の申請が必要です。また、所得制限等の要件があります。

子ども医療費助成

【対象者】本市に住所があり、各種健康保険に加入している、0歳～中学校3年生の子ども
※青森市国民健康保険加入の0歳児は、保護者の所得制限がありません。

ひとり親家庭等医療費助成

【対象者】本市に住所があり、各種健康保険に加入している、

- ・ひとり親家庭の父または母及び子ども
- ・父母のどちらかが重度心身障がい者である家庭の障がい者ではない父または母及び子ども
- ・父母のいない子ども

※子どもは18歳までの未婚者に限る

現在、助成を受け、所得が基準内にあるかたには、新しい医療証または受給資格証を7月末日までに郵送します。



国保医療年金課 嶋崎